

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／概要

ドイツのCAP戦略計画：概要

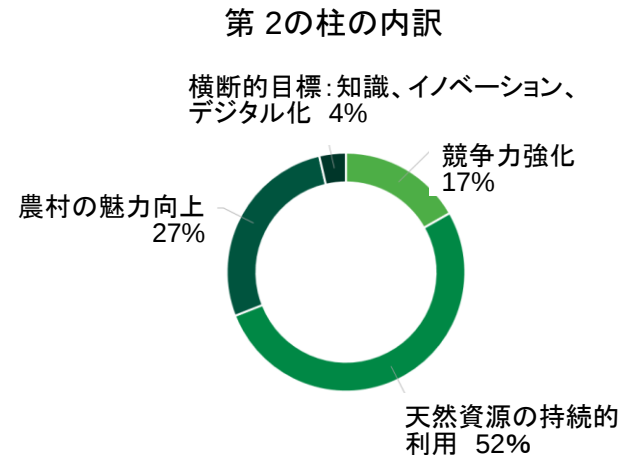
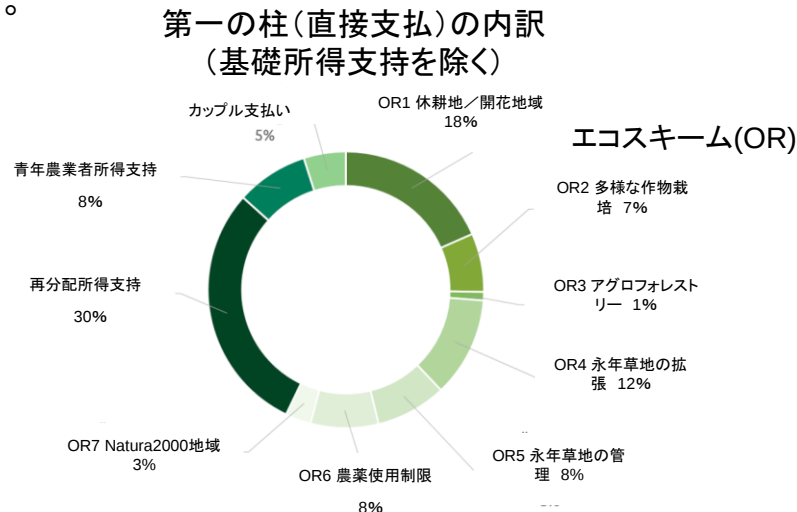
項目	概要
目標及び戦略	■ 競争力の維持、レジリエンス強化、天然資源及び気候の一層の保護を目的とする。その他、投資、知識移転、イノベーションを通じて、農村地域の生活の質を高めることも目的としている。 ■ 地域の特性に配慮した戦略を策定し、公平なアプローチで国中の農家を支援することができる。
経済的持続可能性と公正性	■ 年間25億ユーロを超える基礎所得支持が、1,690万ヘクタールの農地に割り当てられる。中小規模の農家は、1農家あたり60ヘクタールまでの追加支払いという形で、再配分を受けることになる。こうした農場の多くは、山岳地帯などの自然の制約を受け、農業が困難な地域を対象としている。これらの地域の農家を支援するために、10億ユーロ近い資金が計上されている。 ■ 農家の競争力強化と気候・環境負荷低減のため、農家の投資の支援のほか、果物・野菜、養蜂、ワイン、ホップ、母牛、羊、山羊に対して支援する。 ■ 9億3,300万ユーロは、気候変動による被害を防ぐための雹よけネットや、精密農業等のための新規機械や設備の購入等への投資等、8,700以上の農場の近代化プロジェクトを支援するため配分される。また、農業保険制度の利用のために1億7,700万ユーロを拠出。
環境配慮	■ ドイツは、気候保護、天然資源の質、生物多様性の面で大きな課題に直面しているが、状況は地域毎に異なる可能性がある。それらを踏まえてCAPにおいて、温室効果ガス排出の緩和、気候変動の影響への対応、土壌・水質の改善、生物多様性の強化に焦点を当てる。 ■ 有機農法への転換やその継続などに対して約24億ユーロを支援。これは、2030年までに農地の少なくとも30%を有機農法で栽培するというドイツの国家目標の達成に大きく貢献するもの。 ■ 生物多様性に関連する取組みには、年間最大190万ヘクタールまで、総額約17億ユーロの資金が提供される。 ■ 農地の約30%は、排出量の削減や炭素貯蔵量の維持・強化(耕地を草地に転換したり、泥炭地の湿潤・維持など)、土壌や水質の改善(合成農薬の代わりに生物的害虫駆除技術の使用など)の実施に対して支援が提供される。
社会的持続可能性	■ 全体として、CAPは、2万人以上の新規雇用を創出し、4万人の農村ビジネスを支援することが見込まれる。 ■ 800人近い青年農業者が農業ビジネスを始めるための支援に対する予算は3,400万ユーロ。 ■ LEADER(特定の地域の官民及び市民社会の関係者を集め、地域の課題に対する共通の解決策を見出すEUプログラム)は、3,500万人以上の人々を対象としており、その活動には16億ユーロ以上の資金が投入される予定。
知識の共有、イノベーション、デジタル化	■ 農者、育成者、アドバイザー等の関係者を農業知識・イノベーションシステム(AKIS)に体系的に参加させるために2億2,200万ユーロを、欧州イノベーション・パートナーシップの運営団体の設立・活動促進に追加で1億5,600万ユーロを、各々提供する。 ■ 35万人が、助言、研修、知識交換、またはCAPが支援するオペレーション・グループへの参加から恩恵を受けることになる。そのうち28万人は環境又は気候関連のパフォーマンスを高めることに特に重点を置いている。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／主な特徴

ドイツのCAP戦略計画：主な特徴

- ドイツのCAP戦略計画は 2023 年から 2027 年までの期間を対象とし、EU資金は約 300 億ユーロに達する(予算総額は340億ユーロ)。この資金提供範囲は農村地域の約 4,000 万人、農業部門の約 30 万社の申請企業に及ぶ。
- ロシアのウクライナ侵略戦争を考慮して、食料供給の安全性、農業ビジネスの収入状況、環境と気候の保護、生物多様性の保護等の要素が戦略計画として考慮され、対処されている。
- ドイツCAP戦略計画の第一の柱における具体的な直接支払の優先事項は、基礎所得支持に加えて、7 つのエコスキームと、特に中小農業者向けの再分配所得支持である。また、40歳までの青年農業者に対する、農場設立時から5年間の追加支援である。
- 第二の柱は連邦各州が単独で策定するものであり、インフラ整備に加えて、地域関連の環境・気候対策の推進、地域における成長・事業発展の促進などが盛り込まれている。資金の52%は天然資源の持続可能な利用という一般目標に貢献し、27%は農村地域をより魅力的にするという一般目標の追求、17%は農業の競争力強化に充てられている。



(出所)ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)ウェブサイト(<https://www.bmel.de/DE/themen/landwirtschaft/eu-agrarpolitik-und-foerderung/gap/gap-strategieplan.html>)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／資金計画

ドイツのCAP戦略計画：資金計画

100万ユーロ	2023	2024	2025	2026	2027	合計
直接支払上限 ¹⁾	4,916	4,916	4,916	4,916	4,916	24,579
再配分額	492	541	614	737	737	3,122
直接支払修正上限	4,424	4,375	4,301	4,178	4,178	21,457
エコスキーム (23%)	1,018	1,006	989	961	961	4,935
再分配所得支持 (12%)	531	525	516	501	501	2,575
青年農業者所得支持(再配分前は 3%)	147	147	147	147	147	735
カップル所得支持(2%)	88	87	86	84	84	429
EAFRD合計	1,485	1,584	1,633	1,707	1,830	8,239
EAFRDオリジナル	1,092	1,092	1,092	1,092	1,092	5,462
再配分 ²⁾	393	492	541	614	737	2,777
特定の分野への介入 ³⁾	4	44	79	91	92	310
合計	5,913	6,003	6,013	5,976	6,100	30,005

1)直接支払に関する全ての情報は、それぞれの申請年を参照している(資金は次の EU 予算年度から提供される)。EU にはまだ法的根拠がないため、2027 年の 直接支払申請年度の再配分額は未決定。したがって、2026 年からの更新が行われる。2) 前年度からの直接支払額の再配分による資金。3) 青果物及びワイン部門への介入は、CAP 戦略計画に基づいて 2024 年から初めて発効する。

(出所)Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), p.10.

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／資金計画／第二の柱

ドイツのCAP戦略計画：資金計画_第二の柱

- 第二の柱の資金計画は以下のとおりである。EU資金(再配分額を含む)と国家拠出金(追加資金を含む)の期間全体を通じた平均比率は各58%、42%だが、EU資金の再配分額の増加により、EU資金の比率が増加する傾向にある。

第二の柱の資金計画(2023～2027年)

100万ユーロ		2023	2024	2025	2026	2027	合計
EAFRDオリジナル		1,092	1,092	1,092	1,092	1,092	5,462
再配分額1)		393	492	541	614	737	2,777
EU資金小計		1,485	1,584	1,633	1,707	1,830	8,239
	EU資金比率	55.1%	56.7%	57.4%	58.5%	60.2%	57.6%
国家拠出金2)		740	740	740	740	740	3,700
CAP戦略計画に基づく追加の国家資金 (「追加」) 2)		471	471	471	471	471	2,357
	国家拠出金比率	44.9%	43.3%	42.6%	41.5%	39.8%	42.4%
合計		2,696	2,795	2,844	2,918	3,042	14,295

1)前年度の直接支払い額の再配分による資金。

2)EAFRD の資金は数年間 (n+2) 利用できるため、計画された資金の合計使用金額は数年にわたって均等に配分された。

(出所)Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023 年3月20日現在)), p.9.より作成。

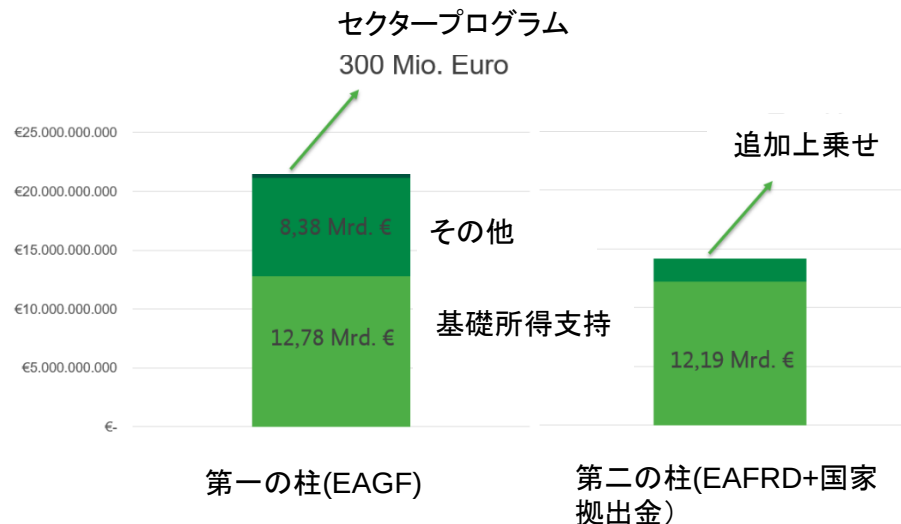
1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／第一の柱から第二の柱への財源移管

ドイツのCAP戦略計画：第一の柱から第二の柱への財源移管

- 2023年から2027年の資金調達期間では、より持続可能な経済に向けた農業の変革に焦点が当てられる。これは、とりわけ、国家CAP直接支払法(2021年7月16日のGAPDZG)が、第一の柱から第二の柱への財源移管を、2026年までに直接支払の15%まで段階的に引き上げることを決定したという事実からもわかる。
- 連邦州の農業大臣と上院議員は2021年3月26日、これらの再配分資金は持続可能な農業のための特定の目的(農業環境、気候変動対策、動物福祉、有機農業、条件不利手当等)のために連邦州によって使用されるべきであると決定した。これは、EAFRDが2027年の資金調達期間終了時点で約7億3,700万ユーロ、資金調達期間全体では約31億ユーロ増加することを意味する。

Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), pp.9-10, p.23.



(出所)ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)ウェブサイト(<https://www.bmel.de/DE/themen/landwirtschaft/eu-agrarpolitik-und-foerderung/gap/gap-strategieplan.html>)

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／第一の柱から第二の柱への財源移管

ドイツのCAP戦略計画：第一の柱から第二の柱への財源移管(その2)

2023年から2027年までの財源移管計画

	2023	2024	2025	2026	2027
直接支払額からの再配分比率(%)	8	10	11	12.5	15
再配分額(100万ユーロ)	393	492	541	614	737
再割り当てによる EAFRD 資金源の増加率(%)	36	45	50	56	68
EAFRD 資金源 (合計・100万ユーロ)	1,485	1,584	1,633	1,707	1,830

(出所) Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), p.23

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画:用語の定義

<「農業活動」関連の定義>

	内容
耕地	・緑化を目的として、草を刈って取り除く、あるいは刈り取って全域に散布する、あるいは播種すること。 ・これが自然、環境、または気候保護の理由で正当化される場合、承認後、これらの活動の1つを隔年でのみ実行することも、別の活動を毎年または隔年で実行することもできる。 ・GAEC 8 に従って維持されている非生産地域、または「生物多様性を改善し生息地を保護するための地域の提供」という生態規制に基づく義務の対象となっている非生産地域の場合、活動に係る許可または承認は2年毎でよい。 ・規則(EC) No. 1257/1999 の第22条から第24条及び規則(EC) No. 1698/2005 の第39条に基づく、農業環境対策の枠組み内の義務の対象となる地域については、規則(EU) No. 1305/2013 の第28条、及びCAP戦略計画規則第70条に基づき、公的資金から資金提供される自主的な措置、または国の要件に従った生産統合措置の枠組み内での措置についてコミットメントが行われた時点で有効となる。 ・連邦自然保護法第15条第3文第2条、連邦法及び州法の対応規定に基づく補償措置については、義務の条件によってその地域が維持されることが保証される場合に保全が行われる。
永年作物	・「耕地」の定義と同様。ただし永年作物の場合、植物に対して追加のメンテナンス措置を実行する必要がある。
永年草地	・「耕地」の定義と同様。

(出所) Den Wandel gestalten! Zusammenfassung zum GAP-Strategieplan 2023 – 2027 (Stand: 20. März 2023)(2023 年から 2027 年までの CAP 戦略計画の概要(2023年3月20日現在)), p.23

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その2)

<「農地」関連の定義>

	内容
耕地	・アグロフォレストリー・システムの要素としての耕地：原材料の抽出または食料生産を主な目的とする植物で、州当局または州が認めた機関によって少なくとも2つの畝で明確にテストされた使用概念に従ったもの。農地面積の最大40%まで、または1ヘクタールあたり少なくとも50個、最大200個の木本植物がその地域全体に点在している。特定の種(11種類)は除外される。 ・その他：重要度の低い地域の、幅15メートル以下の植生のある部分。
永年作物	・「苗床」：ブドウの苗床と木の苗床は、植え付けを目的としたオープンフィールドの若い木本植物が植えられている次の地域を指す。ブドウの苗床と台木用の剪定庭。果物やベリーの木の苗床。観賞用樹木のための苗床、自社利用のための森林内に植林園を持たない商業用森林苗床。庭園、公園、街路、堤防(生垣植物、バラやその他の観賞用低木、観賞用針葉樹など)を植栽するための樹木や低木のための苗床。それぞれ台木や若い植物が含まれる。 ・「短回転雑木林」：短回転雑木林は、木本植物(ヤナギ、ポプルス、ニワトコ、ダケカンバ、アルヌス、フラキシヌス エクセルシオール、コナラ、ペトラエア、ルブラ)が植えられている地域で、その台木や切り株は収穫後に地面に残り、次のシーズンに再び出芽する。2022年1月1日から短いローテーションの新しい雑木林が植林される場合、ニワトリ属の種とコナラ属の種は許可されなくなる。 ・その他：重要度の低い地域の、幅15メートル以下の植生のある部分。
永年草地	・イネ科植物及びその他の飼料植物：イネ科植物またはその他の飼料植物とは、その地域が家畜の放牧に使用されているかどうかに関係なく、自然の草原で一般的に見られる草本植物、または通常は牧草地または牧草地の種子混合物の一部である草本植物を意味する。ただし、生産のために栽培されている場合のイネ科植物またはその他の飼料植物は除く。芝生の生産のために栽培する場合は種子、草、及び純粋な種子またはマメ科植物がその地域で優勢である限り、マメ科植物の混合物で播種する場合はマメ科植物である。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その3)

＜「農業活動に使用される土地(適格ヘクタール)等に関するもの」の定義＞

	内容
土地が非農業活動にも使用される場合の農業活動の優位性を決定する基準	・非農業活動にも使用される農地は、非農業活動によって厳しく制限されることなくその地域で農業活動を実行できる場合、主に農業活動に使用される。農家の農業活動で得られた製品や農家の農業活動のための生産資材を保管する場合、製品が暦年に連続 90 日を超えて保管されない場合、または屋外の永年草地に木材を保管する場合、生育期、または生育期以外のウィンタースポーツのための農地の使用について、農業活動に対する厳しい制限はない。 ・通常、次の場合には厳しい制限が与えられる。 -非農業活動が、作物や芝生の破壊、植生の重大な損傷、または収量の大幅な減少につながる場合。 -生育期内、または耕地が作物で使用されている場合、生育期内、播種または植え付けと収穫の間の期間に、その期間中に同時に行われる農業活動に重大な影響を与えるか、またはそれを排除する非農業活動連続14日以上続くか、暦年で合計21日以上行われる場合。 -非農業活動により、CAP 条件法または CAP 条件法に基づく法的規制の下で遵守される基本的な管理要件または GAEC 基準の遵守が妨げられる場合。 -長期にわたる非農業活動により、標準的な農業生産プロセスが実現できなくなる場合。 ・以下の領域は主に非農業活動に使用される。 -船舶の通行に使用される施設内の放牧ダムを除く、道路、鉄道、船舶による人や車両の移動に使用される施設の一部である区域。 -航空交通に使用される機能エリア、特に誘導路、離着陸帯。 -レジャー、レクリエーション、またはスポーツに使用され、この目的のために設備が整っているか、またはこの目的を意図した状態に維持されている区域。ただし、結果として農業活動が大幅に制限されていないことを農家が証明した場合、またはその区域が屋外にあり、成長期のウィンタースポーツに使用される場合を除く。 -公園と観賞用庭園 -軍事訓練区域内の区域(その区域が主に軍事目的で使用されている場合に限る) -事業主が農業用太陽光発電システムであることを証明しない限り、太陽放射エネルギーを利用するシステムが設置されている地域。 -廃止措置段階が終了する前の埋め立て。
農家が土地を利用できることを保証する基準	・土地を処分する農場所有者の権限は、一般的な法規定に従う。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その4)

＜「農業活動に使用される土地(適格ヘクタール)等に関するもの」の定義＞(続き)

	内容
地域が「適格ヘクタール地域」の定義を満たさなければならない期間	・地域は、暦年中のいつでも適格地域の要件を満たしている必要がある。
年ごとに農業活動のみに使用される特定の地域を含める決定	・有
他の景観要素(GAEC 基準では保護されていない)を含めるかどうかの決定	・有 ・景観要素 1 つあたり最大 500 平方メートルのサイズの景観要素。ただし、これらの景観要素が農地の最大 25 %を占める場合に限る。条件の対象となる景観要素のタイプに対応する景観要素は、それらに適用される最小寸法を下回っている場合にのみ考慮される。
不適格な景観要素が点在する永久草地に対する固定削減係数の適用に関する決定	・無
生物多様性の保全または温室効果ガス排出量の削減のための国家的措置	・同条件はCAP戦略計画規則に基づく地域関連措置と一致しており、統合管理及び制御システムの対象となり、地域機能に関する条約の附属書IIに記載されていない産物の生産及び栽培を許可するものである。EUの以下の目標の 1 つ以上に貢献する場合、パルディカルチャー(湿地環境下農業)を許可する。 1. 温室効果ガス排出量の削減や炭素隔離の改善、持続可能なエネルギーの促進などによる気候変動防止と気候変動への適応 2. 持続可能な開発と、化学物質への依存を減らすなど、水、土壌、大気などの天然資源の効率的な管理の促進 3. 生物多様性の損失を阻止及び逆転させ、生態系サービスを改善し、生息地と景観を保護する

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その5)

<「活動的農家」の定義>

	内容
最低限のレベルの農業活動を行う者の識別基準	1. 現在、社会法第 7 巻 – 法定災害保険 – (1996 年 8 月 7 日法律第 1 条、BGBl. I p. 1254) の規定に従って農業災害保険の加入者である者。 2. 1.の災害保険に加入している会社。 3. 社会保険法第 7 巻第 125 条または第 128 条の対象者。 4. 社会保険制度の調整に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No 883/2004 の第 13 条 (2) が適用されない会社またはその事業 (OJ L 166、30.4) . 2004, p. 1; L 200 of 7.6.2004, p. 1)。規則 (EU) No. 2019/1149 (2019 年 7 月 11 日の OJ L 186、21 ページ) によって最後に修正されたものは、現在有効なバージョンでは、番号 1 で述べた災害保険の会員となる。 5. 制裁が適用される前に、直接支払の申請が提出された年の前年までに 5,000 ユーロを超える直接支払を受ける権利がなかった者。 6. 直接支払申請が提出された年の前年までに直接支払を申請していない者で、225 ユーロに適格地域のヘクタール数を乗じた額を受け取る権利がある者。申請が提出された年の CAP 統合管理制御システム法第 5 条に従って一括申請に記載された金額は 5,000 ユーロ以下。 農業災害保険への加入は生産義務とは関係がない。
小規模農業者	・CAP戦略計画規則の第19条によれば、加盟国は「農村地域の活力にも貢献する小規模農業保有地に直接支払を提供する」べきである。この基準を 5,000 ユーロ (適格面積の約 17 ヘクタールに相当) に設定することで、ドイツのパートタイム農業者の平均面積よりも大幅に小さい、面積配分が低い小規模パートタイム農業者(2019/20:年度で33ヘクタール)が確実に利用できることになる。これは、これらの農業者がパートタイム事業であることが多いという特殊な状況を考慮したものである。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その6)

＜「青年農業者」の定義＞

	内容
最大年齢制限	・40歳
「業務責任者」が満たすべき要件	・自然人としての事業主：経営者としての初の設立であること。 ・その他の事業主：自然人ではない事業主は、単独または共同で、自然人による事業管理、利益の使用及び財務リスクに関する決定に関して、初めて効果的かつ長期的に管理されなければならない。この管理が開始される年に40歳以下で、これまでに農業保有地の農場管理者としての地位を確立したことがなく、これまでに自然人以外の法的形態で農場所有者を管理したことがない者であること。
関連する資格及び/または訓練要件	1. 国家が認めた農業分野の訓練職業の最終試験に合格していること、または農業経済分野の学位を取得していること。 2. 少なくとも 300 時間、農業事業を運営するための知識とスキルを付与するために、連邦州当局によって認められた農業部門の教育措置に参加していること。 3. 1つ以上の農業関連事業で以下のいずれかの条件で少なくとも2年働いていること。 a) 合意された毎週の通常労働時間が少なくとも 15 時間である雇用契約に基づき、 b) 健康保険の対象となる雇用の状況において、扶養家族または扶養家族として c) 農業経営者のパートナーとして、パートナーシップ契約の枠組み内で合意されたとおり、毎週少なくとも 15 時間のサービスを定期的に提供する。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／用語の定義

ドイツのCAP戦略計画：用語の定義(その7)

＜「新規就農者」の定義＞

	内容
初めての「会社の管理者」が満たすべき要件。	・自然人としての事業主：事業管理者として初めて設立され、40年以上経過していること。 ・その他の事業主：自然人ではない事業主は、単独または共同で、自然人による事業管理、利益の使用及び財務リスクに関する決定に関して、初めて効果的かつ長期的な管理下に置かれなければならない。この管理が確立された年に40歳を超え、これまでに農業ビジネスで農場管理者としての地位を確立したことがなく、これまでに自然法以外の法的形式で農場所有者を管理したことがない者。 ・強制法規定により自然人がこのように管理することができない種類の決定は、新規就農者という立場で自然人が参加することが法的に可能でなければならない場合は、考慮されない。自然人ではない事業主が単独で、または自然人ではない別の事業体によって共同で支配されている場合、上記の条件は、その他の事業体を支配する自然人に適用される。
関連する資格及び/または訓練要件	1. 国家が認めた農業分野の訓練職業の最終試験に合格していること、または農業経済分野の学位を取得していること。 2. 少なくとも 300 時間、農業事業を運営するための知識とスキルを付与するために、連邦州当局によって認められた農業部門の教育措置に参加していること。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_基礎所得支持

○基礎所得支持(BISS(21) - 持続可能性のための基礎所得支持(EGS))

【適格な受益者】

- 受益者の定義:CAP戦略計画規則第 4 条第 5 項における活動的な事業主。
- 特定の資格要件:基礎所得支持を受けるための資格要件は、次の枠組みの中で定義されている。
 - ・戦略計画の第 4 章に定められた定義。特に次のものが含まれる
 - 定義:・現役の経営者、農業活動、対象エリア
 - ・直接支払を受け取るための最低要件
 - 閾値 1ヘクタール／225ユーロ
- 支援の種類:この支払いは、CAP戦略計画規則第 21 条に従って、適格ヘクタールごとに申請に応じて毎年付与される。

【支援の範囲とレベル】

- より高い水準を補い、適切な生活水準を確保するために、国の直接支払予算上限額の約 60% が基礎所得支持に使用される。これは、2023 年には約 26 億 4,000 万ユーロに相当するが、2026 年には約 24 億 8,500 万ユーロに減少する。1ヘクタール当たりの初期支払い(計画単位額)は、2023年には約 156.56 ユーロが実施されるが、時間の経過とともに再配分が増加するため、資金調達期間中には約 147.38 ユーロに減額される予定。
- 需要が予想を下回った場合に資金の損失を回避し、資金の可能な限り高い利用率を確保するため、各申請年度の計画単位額の110%の上限単位額が適用される。さらに、需要が予想を上回った場合は、他の直接支払からの資金が本来の目的に反して再配分されるのを防ぐため、計画最小単位額の90%が適用される。
- 約86ヘクタールの平均的なフルタイム農業者の場合、基礎所得支持のみを通じて、1ビジネスあたり平均約13,000ユーロの資金が提供される。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／基礎所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_基礎所得支持(その2)

○基礎所得支持(BISS(21) - 持続可能性のための基礎所得支持(EGS))

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	156.56	154.72	151.97	147.38	147.38	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	140.91	139.25	136.78	132.65	132.65	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	172.21	170.19	167.16	162.11	162.11	
O.4(支援対象面 積) (ヘクタール)	16,860,194	16,860,194	16,860,194	16,860,194	16,860,194	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	2,639.6	2,608.8	2,562.3	2,484.9	2,484.9	12,780.1

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_補完的再分配所得支持

○補完的再分配所得支持(CRISS(29) - 持続可能性のための補完的再分配所支持(UES))

【適格な受益者】

- 受益者の定義: CAP戦略計画規則 第 4 条第 5 項における活動的な事業主。
- 特定の資格要件: 基礎所得支持を受ける権利のある農業者は、追加の再分配所得支持を毎年受け取る。再分配的所得支持は、最大 60 ヘクタールの対象農地に対して 2 つのグループに分けて付与される。
- 支援の種類: この支払いは、CAP戦略計画規則 第 29条に従って、適格ヘクタールごとに申請に応じて毎年付与される。

【支援の範囲とレベル】

- 最初のグループは小規模なフルタイム農地の平均規模に基づいて定義されているが、農地ごとに支援される最大面積はドイツの平均的な農地の規模(41ヘクタール)を反映している。同グループには 40 ヘクタールの閾値が設定される。
- 第2のグループは、ドイツの平均農地規模(54.6ヘクタール)と、今後数年間の平均農地規模の拡大をを考慮し、2027年の予測平均農場地規模(57.6 ヘクタール)に基づき、補助限度面積は 60 ヘクタールとなる。
- 将来的には、国の直接支払上限額の12%が本プログラムに使用されることになる。直接支払の 12% による支援は、2023 年には約 5 億 3,100 万ユーロに相当し、2026 年には約 5 億 100 万ユーロに減少する。1 ヘクタール当たりの初期支払いは、最初のグループでは約 69.16 ユーロ、2 番目のグループでは 41.49 ユーロだが、より高いレベルの再配分により、資金調達期間中に最初のグループでは 65.32 ユーロ、第 2 グループでは 39.19 ユーロに減額される。第 2 グループのヘクタール当たりの計画単位数額は、第 1 グループの 60% である。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_補完的再分配所得支持(その2)

○補完的再分配所得支持(CRISS(29) - 持続可能性のための補完的再分配所支持(UES))

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

①DE-DZ-0201-00-a-01 - 持続可能性のための補完的再分配所得支援 (UES) (1 ヘクタールから 40 ヘクタール)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	69.16	68.39	67.23	65.31	65.31	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	62.25	61.56	60.51	58.78	58.78	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	76.07	75.22	73.95	71.84	71.84	
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	6,663,341	6,663,341	6,663,341	6,663,341	6,663,341	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	460.8	455.7	448.0	435.2	435.2	2,234.8

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／補完的再分配所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_補完的再分配所得支持(その3)

○補完的再分配所得支持(CRISS(29) - 持続可能性のための補完的再分配所支持(UES))

【予定単価- 成果を含む財務概要】

②E-DZ-0201-00-b-01 - 持続可能性のための補完的再分配所得支援 (UES) (41 ~ 60 ヘクタール)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	41.49	41.03	40.34	39.19	39.19	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	37.35	36.93	36.31	35.28	35.28	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	45.63	45.13	44.37	43.10	43.10	
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	1,688,295	1,688,295	1,688,295	1,688,295	1,688,295	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	70.0	169.3	68.1	66.2	66.2	339.8

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_青年農業者所得支持

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30) – 青年農業者向け副収入支援(JES))

【適格な受益者】

- 受益者の定義:CAP戦略計画規則第 4 条第 5 項の意味における現役の農場主、第 4 条の意味における若い農業者。4 第 6 項は、加盟国が決定する定義である。以下の資金要件を満たしている必要がある。一定の資格または学歴・就労要件を満たす必要がある(国家が認めた農業分野の訓練職業の最終試験に合格または農業経済分野の学位の取得、少なくとも 300 時間連邦州当局によって認められた農業部門の教育措置に参加、1つ以上の農業関連事業で2年就労等)。
- 資金要件の重要な要素:
 - a) CAP戦略計画規則第 21 条に基づく、持続可能性のための基礎所得支持を受ける権利。
 - b) 最初の申請は設立年から 5 年目までに提出しなければならない。
 - c) 最初の申請が提出された年の年末時点で、農業者は 40 歳を超えてはならない。
-この資金は最初の申請から**最長 5 年間付与**される。事業主やEU直接支払規則 No 1307/2013 の第 50 条に従って支援を受けており、継続して受け取ることができる農業者は、同規則 第 50 条(5) に従って支援を受けることができる。
- 支援の種類:この支払いは、CAP戦略計画規則 第 30 条に従って、申請に応じて適格なヘクタール エリアごとに、**最大 120 ヘクタールまで**毎年付与される。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_青年農業者所得支持(その2)

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30) – 青年農業者向け副収入支援(JES))

【支援の範囲とレベル】

- ドイツでは、これまでに最大90ヘクタールの農場が、青年農業者への資金提供の一環として特別支援を受けてきた。この資金は、将来の資金調達期間において、金額的にも面積の面でも拡大される予定である。この目的のために、資金は農場毎に最大120ヘクタールまで増額された。その結果、特に有望な大規模専業農家は、将来的にはほとんどの地域で平均して青年農業者への副収入支援も受けることになる。
- 給付拡大の結果、将来的には青年農業者が栽培する面積の約8割が追加給付を受けることになる。2023年から2027年にかけて、直接支払の国の上限額のうち1億4,747万ユーロが、青年農業者への追加の所得支援に使われる予定である。ヘクタール当たり約 134 ユーロの支払いが実現可能。最大 120 ヘクタールの場合、青年農業者が経営する事業には年間最大約 16,000 ユーロが利用可能。
- 最長 5 年間付与される金額は、合計で最大約 80,000 ユーロとなる。これにより、青年農業者に継続的に重要な支援が提供される。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), *GAP-Strategieplan Bericht 2021*

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／青年農業者所得支持

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_青年農業者所得支持(その3)

○青年農業者所得支持(CIS-YF(30) – 青年農業者向け副収入支援(JES))

【予定単価– 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価 (ユーロ)	134.04	134.04	134.04	134.04	134.04	
計画単位金額の 下限金額 (ユーロ)	120.64	120.64	120.64	120.64	120.64	
計画単位金額の 上限 (ユーロ)	147.44	147.44	147.44	147.44	147.44	
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	1,100,173.00	1,100,173.00	1,100,173.00	1,100,173.00	1,100,173.00	
予定単価×支援 対象面積 (百万ユーロ)	147.5	147.5	147.5	147.5	147.5	737.3

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム

○エコスキーム(気候、環境、動物福祉に関する規制)

■ エコスキームは以下7つのスキームから構成される。農業者は、指定された要件を満たしている限り、1 つ以上のエコスキームに参加することができる。各スキームとも1年間のプログラムとなる。

DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供

DZ-0402 - 耕作可能な農業における少なくとも 5 つの主要作物による多様な作物の栽培

DZ-0403 - 耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持

DZ-0404 - 農場の永年草地全体の拡張

DZ-0405 - 少なくとも 4 つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理

DZ-0406 - 化学合成農薬を使用しない農場での耕作可能地域または永年作物地域の栽培

DZ-0407 - Natura 2000 地域の農地における保護目標によって決定された土地管理手法の適用

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- このスキームは、農地における生物多様性促進措置に的を絞って実施することにより、) CAP戦略計画規則第 6 条第 1 項 f) に従い、生物多様性の保存と促進、生態系サービスの改善、生息地と景観の保全に効果的に貢献する。さらに、施肥と農薬の使用がないため、同第 6 条第 1 項 e) に従って水の保護に貢献することができる。

【エコスキームの4バリエーション】

①耕地内の非生産地域：

- 農地の適格な耕地の少なくとも 1 パーセントに相当する、GAEC 8 の結果として得られる割合に加えて、耕地上の非生産地域を利用可能にする必要がある。非生産的な耕地は、農場の適格な耕地の最大 6 パーセントが割当てられる。この非生産地域には、条件付き義務の対象となる景観要素や耕地におけるアグロフォレストリー システムは含まれない。
- 各非生産地域は少なくとも 0.1 ヘクタールでなければならない。非生産地域は、申請年度を通じて休閑にしなければならない、自生に任せるか、または播種による緑化を行わなければならないが、農作物(種)を純粋な種子で播種することはできない。肥料と殺虫剤も使用不可。

②耕地での開花帯または開花エリアの作成

- 開花帯または開花エリアは、それぞれ最小サイズ 0.1 ヘクタールでなければならない。開花帯は、幅が少なくとも 20 メートルでなければならない、30 メートルを超えてはならない。開花地域は最大 1 ヘクタールの非開花帯で、幅 30 メートルを超える開花帯は開花エリアとみなされる。これらは、国の規制に従って、異なる種類の種子を混合することによって構成されなければならない。肥料及び殺虫剤は使用できない。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供_その2)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【エコスキームの4バリエーション】(続き)

③永年作物の開花帯または開花エリアの作成

- 最小幅が指定されていないことを除いて、上記②の義務と同様。

④永年草地の古芝生帯またはエリア

- 適格な古い芝生の細片またはエリアは、保有地の適格な永年草地面積の少なくとも 1% をカバーしていなければならない。農場の対象となる永年草地面積の最大 6% までの古い草片またはエリアが対象で、永年草地面積の 20 パーセントを超えることはできない。面積は少なくとも 0.1 ヘクタールでなければならない。9月1日以前の放牧や伐採は禁止。

【関連する GAEC 及び法定管理要件】

- GAEC08: 基準年 2018 と比較した、国、地域、準地域、農場のグループ、または農場レベルでの農業面積に対する永年草地の比率に基づく永年草地の維持。基準年と比較した最大削減量は 5%。

【支援の範囲とレベル】

- バリエーション② と③の単位量は均一。他方、生物多様性保護の理由から、バリエーション① と④は非常に重要視されており、これらの措置の最初のパーセンテージポイントの計画単位金額を計算する際に、耕地の非生産地域については 1 ヘクタールあたり 1,300 ユーロ(①)、古い草の帯及び地域については 1 ヘクタールあたり 900 ユーロ(④)とされている。その後の導入パーセンテージポイントの計画単位金額の計算には、機会費用が低い地域での測定が組み込まれている。計画単位額は、それぞれ 1 ヘクタールあたり 500 ユーロと 300 ユーロ(①)、及び 1 ヘクタールあたり 400 ユーロと 200 ユーロ(④)となる。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供_その3)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

①耕地内の非生産地域-バリエーション 1 (1300)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	101,287.00	101,287.00	101,287.00	101,287.00	101,287.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	131.7	131.7	131.7	131.7	131.7	658.4

①耕地内の非生産地域-バリエーション 1 (500)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	70,646.00	70,646.00	70,646.00	70,646.00	70,646.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	35.3	35.3	35.3	35.3	35.3	176.6

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供_その4)

○エコスキーム

【DZ-0401 - 生物多様性を改善し、生息地を保護するための土地の提供】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

④永年草地の古芝生帯またはエリア-バリエーション 4(400)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	80,429.00	80,429.00	80,429.00	80,429.00	80,429.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	32.2	32.2	32.2	32.2	32.2	160.9

④永年草地の古芝生帯またはエリア-バリエーション 4(200)

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	
0.8(支援対象面積) (ヘクタール)	78,829.00	78,829.00	78,829.00	78,829.00	78,829.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	15.8	15.8	15.8	15.8	15.8	78.7

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培)

○エコスキーム

【DZ-0402 - 耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培(最低シェア10%のマメ科植物の栽培を含む)】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 望ましい多様性効果を達成するために、栽培される主要作物の最小数と適格面積におけるそれらの最小割合が決定される。作物の多様性は土壌の品質の改善/維持に役立ち、組み込まれるマメ科植物が土壌の腐植質含有量に与えるプラスの影響も、気候変動への適応に貢献する。適格な作物と穀物の最大割合は、農業学的及び生態学的な考慮事項から決定される。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 申請年には、休耕地を除き、所有地の適格耕地で少なくとも5つの異なる主要作物を栽培する必要がある。各主要作物は面積の少なくとも10%をカバーする必要がある、30%を超えてはならない。マメ科植物がその地域で優勢である場合、少なくとも10%のマメ科植物(それらの混合物を含む)を栽培する必要がある。主な作物には次のようなものがある。
 - a) 農作物の植物分類で定義されている異なる属のいずれかの作物、
 - b) アブラナ科、ナス科、ウリ科の属の場合は任意の種、
 - c) 草または他の草本飼料は主要作物とみなされるものとする。

【関連する GAEC 及び法定管理要件】

- GAEC07: 耕地における輪作(湿潤作物を除く)

【支援の範囲とレベル】

- 対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び収入の損失の一部又は全部を補てんするオプションとして CAP 戦略計画規則に定められた原則に基づき、措置の対象範囲及び適用年を考慮して決定。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策 (CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培_その2)

○エコスキーム

【DZ-0402 - 耕作可能な農業における少なくとも5つの主要作物による多様な作物の栽培】

【予定単価- 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	45.00	45.00	45.00	45.00	45.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	2,673,689.00	2,691,844.00	2,738,898.00	2,597,038.00	2,597,038.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	120.3	121.1	123.3	116.9	116.9	598.4

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持)

○エコスキーム

【DZ-0403 - 耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- このエコスキームは、特に炭素貯留と土地管理の強化を通じて気候保護に貢献することを目的としている。アグロフォレストリーは、腐植の形成、日よけ、防風を通じて微気候にプラスの影響を与え、気候適応にも貢献する。これにより、潜在的な蒸発を減らすことができ、農作物による水の使用にプラスの効果をもたらす可能性がある。さらに、樹木や低木は、農地から地下水や地表水への物質の排出を減らすのに役立つ。木片は、より多様な生息地を提供する構造物で農業景観を豊かにするのに役立つ。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 輸送の対象となる耕地または永年草地の区域でアグロフォレストリー経営を行う場合、以下の要件を満たす木片の区域が対象となる。
 - 適格な耕地または永年草地における森林地帯の割合は 2 ~ 35%。
 - 樹木帯は可能な限り木で覆われなければならない。
 - 木材の最小数は 2。
 - 個々の木片の幅は 3 ~ 25 メートル。
 - 2 つの木片の間、及び木片とエリアの端の間の最大距離は 100 メートル、最小距離は 20 メートル。

【関連する GAEC及び法定管理要件】

- 記載なし

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つのみ。対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び収入の損失の一部又は全部を補てんするオプションとして CAP戦略計画規則に定められた原則に基づき、措置の対象範囲及び適用年を考慮して決定された。

1. EU 共通農業政策 (CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム（耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持_その2）

○エコスキーム

【 DZ-0403 - 耕地及び永年草地におけるアグロフォレストリー管理法の保持】

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	25,000.00	50,000.00	150,000.00	200,000.00	200,000.00	
予定単価×支援対象面積 (千ユーロ)	1,500	3,000	9,000	12,000	12,000	37,500

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営)

○エコスキーム

【DZ-0404 -農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 永続的な草原の広範な粗放的経営は、家畜と肥料の使用を制限することによって窒素排出量の削減につながり、水の保護と数多くの動植物種の生息地の保存と創造に貢献する。さらに、窒素排出量の削減と耕作の禁止により、温室効果ガスの流出が減少し、炭素が土壌に蓄積されるという事実にも貢献している。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 農場全体では、対象となる永年草地の 1 ヘクタール当たり、粗飼料を食べる家畜(RGV)の年間平均飼養率が少なくとも 0.3、最大で 1.40 ユニット維持されなければならない。
- 農場の肥料を含む肥料の使用は、農場の適格な永年草地 1 ヘクタールあたり最大 1.4 RGV の堆肥蓄積に相当する範囲でのみ許可される。殺虫剤は使用してはならない。

【関連する GAEC及び法定管理要件】

- GAEC01: 基準年 2018 と比較した、国、地域、準地域、農場のグループ、または農場レベルでの農業面積に対する永年草地の比率に基づく永年草地の維持。基準年と比較した最大削減量は 5%。

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つのみ。対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び収入の損失の一部又は全部を補てんするオプションとして CAP戦略計画規則に定められた原則に基づき、措置の対象範囲及び適用年を考慮して決定された。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営_その2)

○エコスキーム

【DZ-0404 -農場の永年草地全体を対象とする粗放的経営】

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	115.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	1,978,081.00	1,978,081.00	1,978,081.00	1,978,081.00	1,978,081.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	227.5	197.8	197.8	197.8	197.8	1,018.7

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理)

○エコスキーム

【DZ-0405 - 少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- このエコスキームの義務は、種が豊富な草地の典型的な地域指標種を少なくとも4種証明することにある。これらの種は生態学的に貴重であり、生物多様性の保護と促進という観点から賞賛されている

【エコスキームに対する義務の説明】

- 永年草地は、国によって規制されている種が豊富な草原の指標種または指標種グループのリストから少なくとも4種の植物種の発生が証明されている場合に適格となる。
- 国の指定する方法に従って、登録地域に独自に植物種を記録しなければならない。記録結果は、当局が提供するフォームまたはジオタグ付きの写真を使用して文書化され、必要に応じてアプリと連携して記録される。IACS条例で定められた枠組みの中で、指標種の発生状況や申請者の適格地域の確実な確認が行われる。

【関連する GAEC及び法定管理要件】

- GAEC01: 基準年 2018 と比較した、国、地域、準地域、農場のグループ、または農場レベルでの農業面積に対する永年草地の比率に基づく永年草地の維持。基準年と比較した最大削減量は 5%。

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つのみ。適格面積及び申請年度のヘクタール当たりの計画単位額は、追加費用及び損失収入の一部または全額を補償するCAP戦略計画規則のオプションとして指定された原則に従って、希望する対象範囲を考慮して決定された。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策 (CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理_その2)

○エコスキーム

【DZ-0405 -少なくとも4つの地域主要種の証明を伴う永年草地の広範な管理】

【予定単価－成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	240.00	240.00	225.00	210.00	210.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	640,605.00	640,605.00	640,605.00	640,605.00	640,605.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	153.7	153.7	144.1	134.5	134.5	720.7

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する)

○エコスキーム

【DZ-0406 -化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- 環境中に放出される農薬の量を減らすために、農薬の使用を制限する作物と期間を指定する。牧草やその他の飼料植物、及び耕作飼料として使用されるタンパク質作物による耕作飼料の生産が規制に含まれることにより、企業は年間を通じて特定の植物保護製品(農薬等)の使用を避けることが容易になり、生物多様性へのプラスの効果と関連づけられる。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 適格となるのは、申請者が指定した保有地の適格耕地及び指定適格多年生作物で、以下に定める規則に従って化学合成農薬が使用されていないものである。

1) 作物と時期

2) に定義される農薬は、申請年の 1 月 1 日から収穫まで、ただし少なくとも申請年の 8 月 31 日までは、a から e で指定された作物を生産するために申請年に使用される適格耕地では使用できない。

- a) トウモロコシを含む夏用穀物、b) 飼料を除くタンパク質作物(混合物を含む)、c) 夏油糧種子、d) 根菜類、e) 畑の野菜。

2) 農薬

この環境規制の意味における化学合成農薬は、以下の農薬を除くすべての農薬である。

a) 農薬の配置に関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No. 1107/2009 の第 22 条に従って、低リスク活性物質として承認された活性物質のみを含む。

b) 2008 年 9 月 5 日の委員会規則 (EU) No. 889/2008 に基づいて有機農業が承認されており、有機生産及び有機製品の表示に関する理事会規則 (EC) No. 834/2007 の規定が実施されているもの。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する
_その2)

○エコスキーム

【DZ-0406 -化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する】

【関連する GAEC 規格及び法定管理要件】

- SMR07: 農薬の市場投入と理事会指令 79/117/EEC 及び 91/414/EEC の廃止に関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No. 1107/2009: 第 55 条文1と2。
- SMR08:農薬の持続可能な使用に関する行動のための共同体枠組みに関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/128/EC: 第 5 条第 2 項及び第 8 条第 1 項から第 5 項。第 12 条は、指令 2000/60/EC 及び Natura 2000 規制に基づいて決定された保護地域での殺虫剤の使用制限に関するもの。農薬の取り扱いと保管、残留物の処分に関する第 13 条第 1 項及び第 3 項。

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームには **2つの単位金額**がある。請求年に草やその他の草本飼料作物、または混合物を含む耕作飼料に使用されるマメ科植物の生産に使用される耕地は、これらの作物の低い機会費用を反映して、他の作物よりも低い計画単価を有するものとする。対象面積及び適用年当たりのヘクタール当たりの計画単価は、追加費用及び損失収入の一部または全額を補償する CAP戦略計画規則のオプションとして指定された原則に従って、希望する対象範囲を考慮して決定された。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する_その3)

○エコスキーム

【予定単価- 成果を含む財務概要】

①化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する- EB1

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	130.00	120.00	110.00	110.00	110.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	891,525.00	1,111,156.00	1,109,531.00	1,008,665.00	1,008,665.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	115.9	133.3	122.0	111.0	111.0	593.2

②化学合成農薬を使用せずに農場内の耕地または永年作物区域を管理する- EB2

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	397,122.00	397,122.00	397,122.00	397,122.00	397,122.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	99.3

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_エコスキーム(Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用)

○エコスキーム

【DZ-0407 - Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用】

【具体的な設計、要件、資格要件】

- この生態規制の目的は主に、Natura 2000 地域で働く農業者に支援を提供するため、CAP戦略計画規則第 6 条第 1 項書簡 (f) と併せて、第 4 条第 1 項書簡 (a) の意味の範囲内で公共財の提供に報酬を与えることである。

【エコスキームに対する義務の説明】

- 対象となるのは、以下の地域内の適格な農業地域。
 1. 指令 92/43/EEC の第 4 条第 2 項サブパラグラフ 3 に従ってリストに記載されているもの、または
 2. 指令 2009/147/EC の第 4 条第 1 項に従って保護地域として指定されている場所。
- これらの領域は、次の要件も満たしている必要がある。申請した年に、
 1. 追加の排水対策も、地下水の低下や排水のための既存システムの改修も行われていない。
 2. 自然保護の責任を負う当局によって承認、命令、または実行される措置の問題でない限り、埋め立て、堆積、または掘削が実行されていない。

【関連する GAEC 規格及び法定管理要件】

- GAEC02: 湿地と泥炭地の保護
- GAEC09: Natura 2000 地域で環境に配慮した永久草地として指定されている永年草地の転用または耕起の禁止
- SMR03: 野鳥の保護に関する2009年11月30日の欧州議会及び欧州理事会の指令2009/147/EC: 第3条第1項、第3条第2項b、第4条第1項、第2項及び第4項
- SMR04: 自然生息地及び野生動植物の保全に関する 1992 年 5 月 21 日の理事会指令 92/43/EEC: 第 6 条第 1 項及び第 2 項

【支援の範囲とレベル】

- このエコスキームの単位金額は 1 つだけである。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／エコスキーム

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_エコスキーム(Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用 その2)

○エコスキーム

【DZ-0407 - Natura 2000 地域の農地における保護目標に基づく土地管理手法の適用】

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00	
O.8(支援対象面積) (ヘクタール)	1,312,012.00	1,312,012.00	1,312,012.00	1,312,012.00	1,312,012.00	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	262.4

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル支払い

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル支払い

○カップル支払い

【DZ-0501 - 牛肉及び子牛肉部門へのカップル支払い(ZMK)】

- 専門の子牛農場の潜在的な低収入を補うために、国の直接支払上限額の 1 %が使用される。これは、2023 年には約 4,400 万ユーロに相当するが、再配分の増加により減少し、2026 年には約 4,200 万ユーロになる。将来給付金の対象となる動物を考慮すると、乳牛 1 頭当たりの初回支払額は約 78 ユーロで実現可能だが、時間の経過とともに増加し、資金調達期間中には 73.60 ユーロに減額される。
- 試験農場のデータに基づく分析によると、約78ユーロの予定単価は、子牛農場の労働者1人当たりの平均収入をフルタイム農場の労働者1人当たりの平均収入とほぼ一致させる金額である。

【DZ-0502 - 羊とヤギ肉部門へのカップル支払い (ZSZ)】

- 特殊な羊牧場の潜在的な低収入を補うために、国の上限額である1%が直接支払に使用される。これは 2023 年には約 4,400 万ユーロに相当し、2026 年には再配分が増加するため約 4,200 万ユーロまで減少する。将来の給付金の対象となる動物を考慮すると、羊とヤギ 1 頭あたりの初回支払額は約 35 ユーロとなり、資金調達期間中に 33 ユーロに減額される。
- 試験農場のデータに基づく分析によると、約 35 ユーロの補助金により、羊専門農場の労働者 1 人あたりの平均収入は、フルタイム農場の労働者 1 人あたりの平均収入とほぼ同額になる。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／カップル支払い

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_カップル支払い(その2)

○カップル支払い

【予定単価－ 成果を含む財務概要】

【DZ-0501 - 牛肉及び子牛肉部門へのカップル支払い(ZMK)】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	77.93	77.06	75.56	73.60	73.60	
O.11(支援対象頭数)	567,694	567,694	567,694	567,694	567,694	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	44.2	43.7	43.0	41.8	41.8	214.6

【DZ-0502 - 羊とヤギ肉部門へのカップル支払い (ZSZ)】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2024-28合計
暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2023-27合計
予定単価(ユーロ)	34.83	34.44	33.86	32.89	32.89	
O.11(支援対象頭数)	1,270,163	1,270,163	1,270,163	1,270,163	1,270,163	
予定単価×支援対象面積 (百万ユーロ)	44.2	43.7	43.0	41.8	41.8	214.5

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／投資

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_投資

○投資

■ 投資プログラムは以下12のスキームから構成される。

EL-0401 - 非生産的な水管理への投資

EL-0402 - 重要なインフラ - 洪水防御、海岸防御

EL-0403 - 個々の農場の農業企業への生産的な投資

EL-0404 - 農村の土地再編を含む農業及び森林インフラへの投資

EL-0405 - 加工及びマーケティング企業の有形資産への投資 (市場構造)

EL-0407 - 森林部門への非生産的な投資

EL-0408 - 天然資源を保護するための非生産的な投資

EL-0409 - 物理的インフラ - ブロードバンド供給

EL-0410 - 総合的な農村振興への投資

EL-0411 - 農場における非農業活動の創設と発展への投資(農場の多様化の促進)

EL-0412 - 農村地域における非農業ビジネス開発への投資の促進

EL-0413 - 教育機関における ICT 機器への投資

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／環境・気候等管理誓約

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_環境・気候等管理誓約(有機農業)

○環境・気候等管理誓約(環境、気候、その他の管理上の取り組み)

【有機農業(EL-0108)】

- 農業の持続可能な発展を促進し、農業における天然資源の意識的な利用を促進することを目的として、有機農業の導入と維持に対して補助金が支払われる。
- 支援の対象となる取組は以下のとおり(導入、維持とも共通)。
 - a) 耕地の管理
 - b) 草地の管理
 - c) 野菜、花卉、観賞用植物地の管理
 - d) 永年作物または苗木の管理
 - e) 取引コストの相殺
- 同一面積内で、異なる有機農業の取組や生物多様性改善のための取組(EL-1015)と組合わせて実施することも可能。その場合、より高い補助金が支払われる。
- 補助金単価は取組内容や地域等によって非常に細かく設定されている。

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／条件不利地域

ドイツのCAP戦略計画:各施策の詳細_条件不利地域

○条件不利地域(EL-0201 - 不利な地域に対する補償手当)

【条件不利地域】

■ TI: EL-0201-01: 山岳地帯

- EU規則 1305/2013 の第 32 条 (2) に基づく地域。

山岳地帯は、土地利用の可能性が大幅に制限され、以下の理由により生産コストが大幅に増加するという特徴がある。

(a) 標高が高いために非常に困難な気候条件が存在し、その影響により生育期が大幅に短縮される。(b) 標高が低い場所では、問題の地域の大部分に、機械を使用するには急すぎる斜面、または非常に高価な特殊機器の使用を必要とする斜面が存在するか、またはこれら 2 つの要因の組み合わせが存在する。

■ TI: EL-0201-02: 自然制約地域:

- EU規則 1305/2013 の第 32 条 (3) に基づく地域。

山岳地域以外の地域は、農業地域の少なくとも 60 % が附属書 III に示された基準の少なくとも 1 つを、示された閾値で満たす場合、重大な自然制約に直面しているとみなされるものとする。

■ TI: EL-0201-03: 特定の領域:

- EU規則 1305/2013 の第 32 条 (4) に基づく地域。

特定の制約の影響を受けている場合、及び環境の保全または改善、田園地帯の維持のために土地管理を継続する必要がある場合、地域の観光の可能性を維持するため、または海岸線を保護するため、第 31 条に基づく支払いの対象となるものとする。特定の制約の影響を受ける地域は、自然生産条件が類似しており、その総面積が当該加盟国の面積の 10 % を超えない農業地域で構成されるものとする。さらに以下の場合:

- 農業地域の少なくとも 60 % が、附属書 III に記載されている基準の少なくとも 2 つを、それぞれ示された閾値の 20 % 以下の範囲内で満たしている、または
- 農業地域の少なくとも 60 % が、附属書 III に記載されている基準の少なくとも 1 つを、示された閾値で満たす地域で構成されている、及び附属書 III に記載されている基準のうち少なくとも 2 つを、それぞれ示された閾値の 20 % を超えない範囲内で満たす地域。

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の詳細／条件不利地域

ドイツのCAP戦略計画：各施策の詳細_条件不利地域(その2)

○条件不利地域(EL-0201 - 不利な地域に対する補償手当)

【適格な受益者】

- 受益者の定義: 不利な地域で農地を管理し、積極的に農業を営む自然人、法人、または法的形態に関係なく、自然人または法人の団体。

【受給資格要件】

- 補償手当受給の要件と義務、目標設定は州のガイドラインに明記されており、公表されている。

【支払基準と支給額】

- 支払いの詳細な基準は、連邦州のガイドラインに設定されている。 支払額は保険料の計算に基づいて決定され、追加費用と収入の損失の補償に限定される。

【成果を含む財務概要】

会計年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2024-29合計
0.7(支援対象面積) (ヘクタール)	3,672,959	4,112,962	411,296	4,620,931	4,287,233	440,017	17,545,398
支出計画総額(百万ユーロ)	180.6	187.7	187.7	213.9	199.7	7.2	976.8

(出所) Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (BMEL), GAP-Strategieplan Bericht 2021

1. EU 共通農業政策(CAP)に関する調査

④特定国のCAP戦略計画を対象とした詳細分析・比較／ドイツのCAP戦略計画／各施策の実施状況、課題等

ドイツのCAP戦略計画：施策の実施状況、課題等

- 関連団体に対するヒアリングによる、CAP戦略計画の実施状況や課題等は以下の通りである。
- ドイツでは2023年のエコスキーム予算10億ユーロのうち、60%しか実施されなかった。その理由は、ドイツには11のエコスキームがあるが、これらは非常に複雑で、農民にとって魅力的な資金支援がなされていないため。エコスキームを実施するより、作物を栽培する方が経済的によいと考えられている。
- ドイツは、農業者の視点から見ると、グリーン・アーキテクチャーのコンディショナリティを最高に野心的なレベルに設定しようとしたために、ドイツ全土でその野心を実現することができない。なぜなら、ドイツには、新しいグリーン・アーキテクチャーを実施するには、あまりにコストがかかる地域が存在するためである。また、ウクライナ戦争が開始された現在では、従来よりも更に食糧安全保障を考慮する必要がある。
- 政府はこのエコスキーム予算を来年（2024年）及び再来年（2025年）で相殺しようと努力しているが、農業者の立場からみると、この事態は予見されていた。このため、我々は2年前からエコスキームを農業者にとってより適合可能なものとする改善策を意見していたが、政府はこれを聞き容れなかった。
- スキームの管理とチェックのプロセスも長く複雑である。これらには遠隔管理と現場チェックがあり、実施機関がこれらを適切に行うことができるか懸念がある。
- 補助金額について言うと、2023年5月時点で計画されていた金額が、同年末の支払い段階に維持されるかどうかも分からなかった。結果的に、申請が低調だったため、当初の予定金額より少し高い補助金が交付されることにはなったが、来年度（2024）も同様に、農業者は実際にいくら補助金を受けられるのか判らないまま、エコスキームの申請を行うことになる。
- 第一の柱における他の直接支払、即ち基礎所得支持、小規模農業者のための補完的再分配、青年農業者所得支持についても、エコスキームからの一部の未消化予算の移転によって補助金額が引き上げられた。例えば基礎所得支持の予定単価は156ユーロ／ヘクタールだが、現時点で171ユーロ／ヘクタールである。
- CAP戦略計画における野心的なグリーン・アーキテクチャーや要求水準の高いコンディショナリティ、エコスキーム、自然復元法（Nature Restoration Law）等はグリーンディール議論の結果である。また、農業者が街頭でデモを行っている理由でもある。
(ドイツ農民連盟)